

特講セ発第 28 号
令和 5 年 6 月 12 日

都道府県警備業協会長 殿

一般社団法人
警備員特別講習事業センター
理事長 藤本 哲哉

講師マニュアル等の適切な扱いについて

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、特別講習事業の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特別講習講師に委嘱されますと講師マニュアル（基本・種別）、当該種別の採点基準および当該種別の学科出題傾向が貸与されます。

これらは厳正で公正な特別講習を遂行する上で、必要不可欠な資料であるため、複製、複写（コピー）等の無断転載を禁止し、適正に管理するよう特別講習講師規程第 7 条に定めております。

しかしながら、複製、複写、紛失等の事案が散見され、特別講習講師規程第 12 条に該当する場合がございます。当センターが全国警備業協会に委託しております講師研修会でも周知徹底を図ると共に、貴協会の特別講習の場におきましても特別講習講師に対してご指導をお願いいたします。

梅雨の時期でもあり、講習の運営を気遣う時期ではありますが、ご協力の程、重ねてお願い申し上げます。

謹白

記

1 貸与資料

- (1) 講習マニュアル（共通編）
- (2) 講習マニュアルおよび付帯する差し替え資料（種別ごと）
- (3) 採点基準（種別・級ごと）
- (4) 学科出題傾向（種別・級ごと）

以上

本件問合せ先

事務局 邨田 昌英

電話 03-5321-7655

e-mail m-murata@csst.jp

特別講習講師規程

(基本理念)

特別講習（以下「講習」という。）は、警備員の専門的知識及び能力の向上と警備業務の適正な実施を図ることを目的とする。したがって、講習を行う特別講習講師（以下「講師」という。）は、平素から講師としての倫理観を深めるとともに、自己研鑽に努め、講習の高度化及び適正で効果的な講習の実施に努めなければならない。

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人警備員特別講習事業センター（以下「特別講習事業センター」という。）が行う講習を適正かつ効果的に行うため、特別講習事業業務規程第13条に定める講師の資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 本規程に定める講師の資格は、次の各号のすべてに該当する者として、特別講習事業センター理事長（以下「理事長」という。）が認めたものに与えられる。

- (1) 講師委嘱の種別に応じた警備業務の区分の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者
- (2) 講師委嘱の種別の1級又は2級の合格証明書の交付を受けている者
- (3) 警備員を指導し、及び教育する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者

(講師の区分)

第3条 特別講習事業センターが行う講習の講師を種別ごとに1級講師、2級講師に区分する。

- 2 1級講師は、当該種別の1級及び2級講習において、学科、実技を担当することができる。また、他種別の講習については、共通科目の実技を担当することができる。
- 3 2級講師は、当該種別の2級講習において、学科、実技を担当することができる。また、他種別の2級講習については、共通科目の実技を担当することができる。

(1級講師)

第4条 1級講師は、次の各号のいずれかに該当する者で、1級講師として理事長が

委嘱したものをいう。

- (1) 2級講師として特別講習事業センターが主催する当該種別の講師研修会に参加し、所定の課程を修了した者
- (2) 2年に1回行う当該種別の1級講師研修会に参加し、所定の課程を修了した者
- (3) 前各号に掲げる者と同等以上の識見、能力を有する者として理事長が認めたもの

(2級講師)

第5条 2級講師は、次の各号のいずれかに該当する者で、2級講師として理事長が委嘱したものをいう。

- (1) 講師候補者として特別講習事業センターが主催する当該種別の講師候補者研修会に参加し、所定の課程を修了した者
- (2) 2年に1回行う当該種別の1級又は2級講師研修会に参加し、所定の課程を修了した者
- (3) 前各号に掲げる者と同等以上の識見、能力を有する者として理事長が認めたもの

(講師の心構え)

第6条 講師は、高度な専門的知識及び能力を修得させ、警備員の資質の向上に資する講習を実施するよう努めなければならない。

- 2 講師は、委嘱を受けた後も、当該種別の講師研修会等に積極的に参加し、自己研鑽及び教授要領等の向上に努めなければならない。

(講師の義務)

第7条 講師は、特別講習事業センターが実施する講習に積極的に参加しなければならない。

- 2 講師は、講習に際して公平に指導することを旨とし、特定の会社、団体若しくは受講者に便宜を図るようなことがあってはならない。
- 3 講師は、特別講習講師講習マニュアル及び採点基準表(以下「マニュアル等」という。)を特別講習事業センターの許可なく、複製又は複写してはならない。また、マニュアル等は、講習及び講習に係る事前講習の受講者を指導、教育するためのものであり、それ以外の目的に利用してはならない。講師を退いた後も同様とする。
- 4 講師は、マニュアル等及び講習に関する各種通知文書については、社会通念上考えられる方法により厳正に管理しなければならない。
- 5 講師は、マニュアル等を紛失、滅失した際には、遅滞なくその旨を特別講習

事業センターに報告しなければならない。

- 6 講師は、講師を退く際には、委嘱状、マニュアル等のすべてを理事長に返納しなければならない。

(主任講師)

第8条 主任講師は、特別講習事業センターが講習事務を一部委託した団体(以下「委託団体」という。)所属講師の知識、技能の向上を図るため、特別講習事業センターが主催する各種研修会等に積極的に参加し、その学科講義、実技訓練の内容及び通達事項等を委託団体所属の講師及び事務局に対して周知徹底しなければならない。

- 2 主任講師は、委託団体及び考査員と連携を密にするとともに講師団の融和を図り、講習の適正かつ効果的な実施に努めなければならない。
- 3 主任講師は、第1項及び第2項の任務を遂行できると認められる者の中から、識見、講師実績等を勘案して委託団体の長が推薦し、理事長が委嘱する。

(種別主任講師)

第9条 種別主任講師は、主任講師を補佐し、当該種別の講習の適正かつ効果的な実施に努めなければならない。

- 2 種別主任講師は、委託団体で必要な場合には、前項の任務を遂行できると認められる者の中から、識見、講師実績等を勘案して委託団体の長が推薦し、理事長が委嘱する。

(講師の委嘱)

第10条 理事長は、講師、主任講師及び種別主任講師に委嘱する者に委嘱状を交付する。

- 2 講師、主任講師及び種別主任講師の委嘱期間は年度単位とし、その期間は原則として2年間とする。ただし、委嘱期間中に65歳に達する者の委嘱については、その年度末までとする。

(講師の辞任等)

第11条 講師が辞任する場合は、別記様式第1号の講師異動届を委託団体の長を経由して理事長に提出するものとする。

- 2 辞任する講師は、講師異動届を提出後、14日以内に委嘱状、マニュアル等を委託団体の長を経由して理事長に返納しなければならない。
- 3 講師の勤務先、役職に変更があった場合は、速やかに講師異動届を委託団体の長を経由して理事長に提出するものとする。
- 4 講師の氏名に変更があった場合は、速やかに講師異動届を委託団体の長を

經由して理事長に提出するとともに、氏名の変更手続が完了した警備員指導教育責任者資格者証の写しを遅滞なく提出するものとする。

(講師委嘱の解除)

第 12 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者の講師委嘱を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく講師として講習に参加しない者
- (2) 健康上等の理由により、講師の任を果たせないと認められる者
- (3) 理事長の承認なく、同種別の講習を行う他の登録講習機関の講習に携わっている者又は携わった者
- (4) 法令又は特別講習事業センターの規定に違反した者
- (5) 試験資料、試験問題又は採点に関する事項を漏えいした者
- (6) 特別講習事業センターの許可なく、マニュアル等を複製又は複写した者
- (7) 講師の立場を利用し、特定の会社、団体若しくは受講者に便宜を図った者又はそれらから利益を供与された者
- (8) 講師又は特別講習事業センターの名誉を汚し、その信用を失墜させる言動を行った者

2 講師委嘱を解除するときは、当該講師が弁明の機会を求めた場合には、その機会を付与する。

3 講師委嘱を解除された者は、14 日以内に委嘱状、マニュアル等を委託団体の長を經由して理事長に返納しなければならない。

4 第 1 項 (3) から (8) に該当し、講師委嘱を解除された者については、以降、講師の委嘱を行わない。

(活動休止)

第 13 条 講師は、疾病等により講師活動ができなくなった場合は、1 年を限度に講師活動を休止することができる。この場合、別記様式第 2 号の講師活動休止届を委託団体の長を經由して理事長に提出するものとする。

2 前項の届出をした者で講師活動を再開することができるようになった場合は、届出後 1 年以内に別記様式第 3 号の講師復帰届を委託団体の長を經由して理事長に提出するものとし、講師活動休止届出後、1 年以内に講師復帰届を提出しなかった場合は、講師の資格を喪失するものとする。

3 講師活動休止中の講師が、講師委嘱期間経過後、講師活動を再開する場合は、直近年度内に実施される当該種別、級の講師研修会に参加し、所定の課程を修了しなければならない。